

那珂市高齢者保健福祉計画推進委員会設置要項

平成11年12月10日

告示第58号

(設置)

第1条 那珂市高齢者保健福祉計画（健康増進法（平成14年法律第103号）第8条の2の規定に基づく健康増進計画、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定に基づく老人福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づく介護保険事業計画をいう。以下（「保健福祉計画」という。))を策定し、推進するために、那珂市高齢者保健福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議、検討を行うものとする。

- (1) 保健福祉計画の策定
- (2) 保健福祉計画の実施状況
- (3) 保健福祉計画の年次別計画
- (4) 保健福祉計画推進上の課題
- (5) その他保健福祉計画を推進するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 副市長
- (2) 議会議員
- (3) 民生委員
- (4) 福祉関係団体の代表
- (5) 菅谷医会の代表
- (6) 那珂市歯科医師会の代表
- (7) 介護保険被保険者の代表
- (8) 学識経験者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を一人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、その職により任命又は委嘱された委員の任期は、その職にある期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部介護長寿課において処理する。

(補則)

第8条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要項は、公布の日から施行する。

那珂市高齢者保健福祉計画推進委員会委員名簿

任期：平成23年4月1日～平成26年3月31日

職名	氏名	備考
委員長	西田 恵子	学識経験者（常磐大学准教授）
副委員長	木村 利文	市長公室長
委員	中村 健	市議会議員
〃	蝦名 純子	〃
〃	助川 睦枝	民生委員・児童委員
〃	児玉 章男	〃
〃	松浦 壽子	〃
〃	日座 彬人	〃
〃	桐原 利夫	福祉関係団体の代表
〃	宇留野 正子	〃
〃	山田 祐治	〃
〃	山崎 博美	〃
〃	海老根 勉	〃
〃	山田 正巳	〃
〃	鈴木 浩一	那珂医師会の代表
〃	塩野 宗則	那珂市歯科医師会の代表
〃	寺門 近	介護保険被保険者の代表
〃	伊勢 昭造	〃
〃	鈴木 一三	〃

那珂市高齢者保健福祉計画ワーキング委員会設置要項

平成20年5月20日

訓令第17号

(設置)

第1条 那珂市の高齢者保健福祉計画を見直すため、調査・研究を行う那珂市高齢者保健福祉計画ワーキング委員会（以下「ワーキング委員会」という。）を設置する。

(構成員)

第2条 ワーキング委員会の構成員は、別表に定めるものの中から、市長が委嘱し、又は任命する。

2 前項に定めるもののほか、市長は必要に応じ、専門的知識を有する者を委嘱することができる。

(委員長及び副委員長)

第3条 ワーキング委員会に委員長及び副委員長を置き、構成員の互選によりこれを選出する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(任期)

第4条 構成員の任期は、3年とする。ただし、その所属において任命された委員の任期は、その所属にある期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 ワーキング委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 ワーキング委員会は、必要に応じて関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(報告)

第6条 ワーキング委員会の調査、研究の経過及び結果は、必要に応じて那珂市高齢者保健福祉計画推進委員会に報告するものとする。

(庶務)

第7条 ワーキング委員会の庶務は、保健福祉部介護長寿課において処理する。

(補則)

第8条 この要項に定めるもののほか、ワーキング委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要項は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

課名等	係名	担当
企画課	企画調整グループ	他計画との整合
環境安全課	防災・交通グループ	防災計画、交通安全施策
社会福祉課	生活福祉グループ	地域福祉計画との整合
介護長寿課	高齢者支援グループ	高齢者の生活支援、介護 予防計画
	介護保険グループ	介護保険計画
保健センター	健康増進グループ	健康増進計画
都市計画課	都市整備グループ	道路・建物づくり
生涯学習課	社会教育グループ	高齢者の生きがいづくり
社会福祉協議会	総務・地域福祉グループ	地域とのコミュニケーション づくり
シルバー人材センター		高齢者の能力を活かす場 づくり

那珂市高齢者保健福祉計画ワーキング委員会委員名簿

職名	氏名	所属
委員長	大曾根 香 澄	社会福祉課 生活福祉グループ主幹
副委員長	岡 田 真理子	社会福祉協議会 地域福祉グループ係長
委員	小 池 裕 樹	企画課 企画調整グループ主事
〃	船 橋 健一郎	環境安全課 防犯・交通グループ主幹
〃	坪 明 美	介護長寿課 高齢者支援グループ長
〃	片 岡 祐 二	介護長寿課 介護保険グループ長
〃	玉 川 祐美子	保健センター 健康増進グループ技査
〃	綿 引 俊 之	都市計画課 都市整備グループ技幹
〃	菊 池 義 憲	シルバー人材センター 主幹

策定までの経過

年月日	内 容
平成23年6月16日	第1回 ワーキング委員会 ・委員長及び副委員長の選出 ・計画の概要について ・今後のスケジュールについて ・現計画の点検と評価について
平成23年6月24日	第1回 推進委員会 ・委員長及び副委員長の選出 ・計画の概要について ・今後のスケジュールについて ・現計画の点検と評価について
平成23年11月8日	第2回 ワーキング委員会 ・計画書構成案及び総論について ・第3期健康プラン那珂21案について ・第6期那珂市高齢者福祉計画案について
平成23年11月17日	第2回 推進委員会 ・計画書構成案及び総論について ・第3期健康プラン那珂21案について ・第6期那珂市高齢者福祉計画案について
平成23年12月13日	第3回 ワーキング委員会 ・第3期健康プラン那珂21・第6期那珂市高齢者保健福祉計画案の追加・修正について ・第5期那珂市介護保険事業計画案について
平成23年12月20日	第3回 推進委員会 ・第3期健康プラン那珂21・第6期那珂市高齢者保健福祉計画案の追加・修正について ・第5期那珂市介護保険事業計画案について ・パブリックコメント実施について
平成24年1月16日 ～2月6日	パブリックコメント実施
平成24年2月8日	第4回 推進委員会 ・那珂市高齢者保健福祉計画案の決定について ・策定後の点検評価（進行管理）について